

「関係政省令・要綱等」の例について

地方自治体において民間開放に係る入札を実施できるようにするため、改正等の措置が必要と考えられる関係政省令・要綱等の例としては、以下が挙げられる。

【例 1：政令】

統計法施行令（別紙 1）

- ・都道府県と市町村が行うこととされている事務について  
（含 統計調査員に係る事務）

【例 2：省令】

各調査の調査規則（別紙 2）

- ・統計調査員（含 指導員）が行うこととされている事務について

【例 3：要綱等】

指定統計調査地方公共団体委託費取扱要綱（別紙 3）

- ・委託費の取扱について

(別紙 1)

統計法施行令(昭和24年5月31日政令第130号)(抄)

(統計調査員の職務)

第3条 法第12条に定める統計調査員は、その設置に関する事務を行う各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会の指揮監督を受け、指定統計調査の調査票の配付及び取集その他指定統計調査に関する事務に従事する。

統計法(昭和22年3月26日法律第18号)

(統計調査員)

第12条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員に関する事項は、命令(地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。)でこれを定める。

(地方公共団体が処理する事務)

第8条 政府が行う指定統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2、3(略)

別表第一（第八条第一項関係）

指定統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
一 事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を明らかにすることを目的とする指定統計	統計調査員に関する事務	一 統計調査員（国、都道府県及び市町村の事業所の調査に係るものを除く。以下この項において同じ。）の設置に関する事務	一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務 三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務 四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務
	申告義務者に関する事務	二 申告義務者を把握するための調査に関する事務	
	調査区（統計調査員が調査を担当すべき区域をいう。以下同じ。）に関する事務		五 調査区の設定及び修正に関する事務
	調査票の配布、収集、審査等に関する事務	三 調査票（国及び市町村の事業所の調査に係るものを除く。）の配布に関する事務 四 前号に規定する調査票の収集に関する事務 五 市町村長に対する第三号に規定する調査票（都道府県の事業所の調査に係るものを除く。）の送付に関する事務 六 第三号に規定する調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及びこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 七 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務	六 調査票（市町村の事業所の調査に係るものに限る。）の配布に関する事務 七 前号に規定する調査票の収集に関する事務 八 第六号及びこの項第三欄第五号に規定する調査票の審査に関する事務 九 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務 十 都道府県知事に対する第八号に規定する調査票の送付に関する事務
その他の事務	八 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務	十一 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務	

		<p>九 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十一 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務</p> <p>十二 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十三 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十四 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>十二 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十三 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十四 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十五 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務</p> <p>十六 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>

別表第二（第八条第一項関係）

指定統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務
一 国民の就業及び不就業の状態を明らかにすることを目的とする指定統計	統計調査員に関する事務	一 統計調査員の設置に関する事務
	申告義務者に関する事務	二 申告義務者の選定に関する事務
	調査区に関する事務	三 調査区の設定及び修正の補助に関する事務
	調査票の配布、取集、審査等に関する事務	四 調査票の配布に関する事務 五 調査票の取集に関する事務 六 調査票の審査に関する事務 七 調査票への必要な事項の記入に関する事務
	その他の事務	八 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 九 調査の広報に関する事務 十 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十一 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十二 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

(別紙2)

労働力調査規則(昭和58年8月29日総理府令第23号)(抄)

(統計調査員)

第8条 労働力調査の事務に従事させるため、法第12条第1項に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力(第3項に規定する指導員にあつては、次項及び第3項に規定する事務を適正に執行する能力)を有する者(次の各号のいずれかに該当する者を除く。)とする。

一 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第2条第11号に規定する徴収職員及び地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号に規定する徴税吏員

二 警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官

2 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区(都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。)内にある調査世帯に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員(以下「指導員」という。)は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員(指導員を除く。以下「調査員」という。)に対する指導、調査票その他関係書類の検査、実地検査票の作成及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が第2項の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

5 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員の身分を示す証票)

第9条 都道府県知事は、統計調査員に対し、その身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を発行し、交付するものとする。

2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(調査の方法)

第10条 労働力調査は、調査員(第8条第4項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条及び第14条において同じ。)が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

(申告の義務及び方法)

第11条 労働力調査に当たっては、第6条第1項各号に掲げる事項のうち、同項第1号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第2号に掲げる事項につい

ては調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第3号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ申告しなければならない。

- 2 調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により申告すべき者に代わつて当該申告を行うことができる。
- 3 前二項の規定による申告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出)

第12条 調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。

(実地検査)

- 第14条 指導員は、調査員の担当した調査区のうち、総務大臣の指定する調査区において、総務大臣の定める方法により当該調査員が行つた事務を実地に検査し、実地検査票の作成その他これに附帯する事務を行い、及び都道府県知事に対しその定める期限までに実地検査票その他の関係書類を提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指導員が提出した実地検査票その他の関係書類を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

(別紙3)

指定統計調査地方公共団体委託費取扱要綱

(昭和60年5月総務庁長官決定)

(通則)

第1条 総務大臣(以下「大臣」という。)が地方公共団体の長に委託する指定統計調査に関する事務(以下「統計調査事務」という。)に必要な経費(以下「委託費」という。)の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(委託費の都道府県知事への交付)

第2条 大臣は、毎年度、統計調査事務の委託費の額を指定統計調査に関する経費ごとに決定し、都道府県知事(以下「知事」という。)に対し交付する。

(委託費の市町村長への交付)

第3条 知事は、市町村経費(委託費のうち、市町村長が統計調査事務を執行するために必要な経費をいう。以下同じ。)について、適正な配分基準に基づいて、市町村ごとの配分額を算定し、これを速やかに当該市町村長に交付する。この場合において、知事は、あらかじめ、この要綱に準じて市町村経費の取扱いについての指定統計調査市町村委託費取扱要綱を定めるものとする。

(委託費の経理)

第4条 知事は、委託費を都道府県の歳入歳出予算に繰り入れ、明確に区分して経理しなければならない。

(委託費の目的外使用の禁止)

第5条 知事は、委託費を統計調査事務を執行する目的以外に使用してはならない。

(委託費の流用)

第6条 知事は、次に掲げる委託費の流用を行おうとするときには、あらかじめ、当該年度の指定統計調査に関する経費ごとに、別記第1号様式により支出負担行為担当官総務省統計局長(以下「支出負担行為担当官」という。)の承認を得なければならない。

(1) 都道府県経費(委託費のうち、市町村経費を除いた経費をいう。以下同じ。)と市町村経費との間で流用するとき。

(2) 都道府県経費のうち、報酬又は報償費を増減する流用をするとき。

(3) 市町村経費のうち、報酬又は報償費を市町村長に交付する以前に増減する流用をするとき。

(4) 委託費の交付に際して示される科目以外の科目を設定し、流用するとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を要しないものとする。

- ( 1 ) 都道府県経費と市町村経費との間の流用額が都道府県経費の 2 0 % 未満のとき。
- ( 2 ) 市町村経費の報償費 ( 記入者報償金に限る。 ) を都道府県経費の報償費に組み替えて記入者報償品を購入するために支出するとき。
- ( 3 ) 報酬又は報償費を増減する流用額が当該経費の 1 0 % 未満のとき。
- ( 4 ) 費用弁償を報酬に組み替えて支出するとき。
- ( 5 ) 報償費を需用費 ( 記入者消耗品費及び報告者消耗品費に限る。 ) に組み替えて支出するとき。
- ( 6 ) 賃金を新たに設定した職員手当として又は職員手当を新たに設定した賃金として支出するとき。

( 委託費の精算書の提出 )

第 7 条 知事は、毎年度、別記第 2 号様式による精算書を 2 部 ( 正本及び副本 ) 作成し、翌年度の 5 月 3 1 日までに総務省統計局長を経由して、官署支出官総務省大臣官房会計課長に提出しなければならない。この場合において、国勢調査に関する事務に係る委託費があるときは、当該委託費とその他の統計調査事務に係る委託費とを区分して作成するものとする。

( 委託費の監査等 )

第 8 条 支出負担行為担当官は、必要があると認めるときは、知事に対して、委託費の経理状況その他について報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に監査を行うことができる。

( 委託費の返還命令 )

第 9 条 支出負担行為担当官は、次のいずれかに該当すると認めるときは、知事に対して、委託費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- ( 1 ) 委託費に残額が生じたとき。
- ( 2 ) この要綱又はこの要綱に基づく通達に違反したとき。

( その他 )

第 1 0 条 この要綱の実施細目について必要な事項は、別に定める。